令和6年度 農業人材確保支援モデル構築事業 動画コンテンツ制作委託業務

業務仕様書

令 和 6 年 6 月岩 手 県

この「業務仕様書」(以下「仕様書」という。)は、岩手県(以下「県」という。)が実施する「令和6年度農業人材確保支援モデル構築事業動画コンテンツ制作委託業務」(以下「本業務」という。)に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者(以下「参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

県では一関市等と連携し、新規就農者確保に向けた情報発信を強化するため、一関地域における栽培品目及び行政支援等の経済的要素や、生活インフラ等の生活的要素を整理し、就農希望者に効果的に働きかける訴求点を明確化することとしている。また、一関市においては新規就農情報等の情報発信の強化に向けたウェブサイトを設置することとしている。

そこで、整理した「訴求点」を就農希望者へ分かりやすく伝えるための動画コンテンツを制作し、当該ウェブサイトに掲載することで、情報発信の取組を強化することを目的とする。

- (2) 業務名 令和6年度農業人材確保支援モデル構築事業動画コンテンツ制作委託業務
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和6年10月31日(木)まで
- (4) 委託料の上限

435,600円 (税込)

2 委託内容

(1) 動画コンテンツの制作

ア 動画のイメージ

(ア) テーマ

「就農サポート体制や成功事例を就農希望者へ分かりやすく伝え、一関地域への就農を強く動機づけする動画」

- (イ) 構成(例)
 - ・成功事例の紹介
 - ・就農プロセス、就農に向けたサポート体制の紹介
 - ・就農におけるよくある質問と回答
 - ・ 就農相談窓口への誘導
- (ウ) 仕様
 - ・全体で5~6分程度とする。
 - ・成功事例やサポート体制の説明はインタビュー形式とする。
 - ・テロップを入れて説明を補強する。
 - 効果的な音楽を入れる。
 - ・一関地方の農村風景や農作業の様子などの映像を入れ、視覚的に訴える。

イ 留意事項

- ・動画データについて、mp4等など、県等がYouTubeにアップロード可能なファイル形式でDVDディスクにより納品すること。
- ・動画の構成・制作に当たっては、「農業人材確保支援モデル構築事業に係る戦略会議」**との連携を密にし、戦略会議で整理した「訴求点」等を反映させるとともに、就農希望者に対して「訴求点」を効果的にPRできる内容とすること。

※農業人材確保支援モデル構築事業に係る戦略会議について

(設置)

令和6年度農業人材確保支援モデル構築事業の推進にあたり、一関地域への新規就農希望者に対する訴求点の明確化等の情報発信力の強化に向け設置するもの。

(構成)

戦略会議は、岩手県(一関農林振興センター、一関農業改良普及センター)、一関市、平泉町、いわて平泉農業協同組合の担当者で構成する。

(活動内容)

- ①戦略会議の開催(下記②、③を検討する会議)
- ②就農希望者に対する情報発信の強化に向けた訴求点の明確化
- ③訴求点を体験できる現地体験プログラムの立案と実施

3 契約に関する条件

(1) 再委託の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を 明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行に つき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必 要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置 を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなけれ ばならない。

(3) 権利の帰属等

ア 本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、 原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細に ついては、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別 途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) その他

ア 本業務の遂行にあたり、WEB会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者 を招待すること。

イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行 すること。